

鳥取県告示第652号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年12月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年10月23日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成21年10月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アイ・クリエート

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

池原 喜詔

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市扇町133-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県内の過疎化の深まりで古民家や質の高い住宅などの空き家がある状況に鑑み、これらの居住用建物をIターン・Jターンなどを考える全国の方々にインターネットなどによる情報通信を通じて自然豊かな立地での居住用として提案することにより、不特定多数の人たちの鳥取県での新たな生活の出発に貢献し、また地域社会の活性化に寄与することを目的とする。